

2019 年 5 月 1 日

西日本豪雨災害などでのボランティア活動のためにボランティア活動保険
に加入された方へのお知らせ

2018 年 7 月の西日本豪雨災害などでのボランティア活動のためにボランティア活動保険に加入された方にお知らせいたします。

ボランティア活動保険は加入した年度の年度末（3 月 31 日）までが補償期間となります。そのため、2019 年度もボランティア活動に従事される方は再度ボランティア活動保険への加入が必要となります。

在住地（又は出発地）の社会福祉協議会で加入することができます。

詳細は

☐ ふくしの保険

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/info/info_ques.html

☐ 全社協被災地支援・災害ボランティア

<https://www.saigaivc.com/>

などをご覧ください。